

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センター規程

平成22年6月15日  
規程第 2 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の情報基盤に関する一元管理及び次世代システムの研究開発を行うことにより、本学における高度情報基盤を構築し、もって最先端の教育研究活動を支援するとともに、情報ネットワーク社会の進展に貢献することを目的とする。

## (センターの構成及び業務)

第3条 センターに、奈良先端科学技術大学院大学の附属図書館を置く。

- 2 センターに、前条の目的を達成するため、次世代システム研究グループ、情報基盤技術サービスグループ、業務情報サービスグループ及び学術情報サービスグループを置く。
- 3 前項の各グループは協働して情報セキュリティ管理に係る業務を行うとともに、グループごとに次に掲げる業務を行う。

### (1) 次世代システム研究グループ

- イ 次世代情報ネットワークシステムの技術開発
- ロ 電子図書館に係る技術開発
- ハ 全学情報基盤に係る整備計画
- ニ 情報メディアを活用した教育研究の技術開発

### (2) 情報基盤技術サービスグループ

- イ 全学情報基盤の整備・運用・管理
- ロ 情報メディアを活用した教育研究の支援
- ハ ロに係る企画立案に関すること。

### (3) 業務情報サービスグループ

- イ 事務情報化に係る支援業務
- ロ 研究業績に係るデータベース構築・運用業務

ハ イ及びロに係る企画立案に関すること。

(4) 学術情報サービスグループ

イ 附属図書館業務

ロ イに係る企画立案に関すること。

(センター長)

第4条 センターに総合情報基盤センター長（以下「センター長」という。）を置き、センターの業務を統括する。

(附属図書館長)

第5条 附属図書館に附属図書館長を置き、附属図書館の業務をつかさどる。

2 附属図書館長は、センター長が兼ねる。

(次世代システム研究グループ)

第6条 次世代システム研究グループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 次世代システム研究グループ長

(2) 教員

2 次世代システム研究グループ長は、次世代システム研究グループに係る業務を掌理する。

3 次世代システム研究グループ長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

(情報基盤技術サービスグループ)

第7条 情報基盤技術サービスグループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 情報基盤技術サービスグループ長

(2) 技術職員

2 情報基盤技術サービスグループ長は、情報基盤技術サービスグループの業務を掌理する。

3 情報基盤技術サービスグループ長は、本学の職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

4 第1項第2号の技術職員は、本学の技術職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が兼務を命じる者をもって充てる。

(業務情報サービスグループ)

第8条 業務情報サービスグループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 業務情報サービスグループ長

(2) 事務職員

(3) 技術職員

- 2 業務情報サービスグループ長は、業務情報サービスグループの業務を掌理する。
- 3 業務情報サービスグループ長は、本学の事務職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 4 第1項第2号の事務職員及び技術職員は、それぞれ本学の事務職員及び技術職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が兼務を命じる者をもって充てる。

(学術情報サービスグループ)

第9条 学術情報サービスグループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 学術情報サービスグループ長

(2) 事務職員

- 2 学術情報サービスグループ長は、学術情報サービスグループの業務を掌理する。
- 3 学術情報サービスグループ長は、本学の事務職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 4 第1項第2号の事務職員は、本学の事務職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が兼務を命じる者をもって充てる。

(総合情報基盤センターグループ長会議)

第10条 総合情報基盤センターの運営に関する事項（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における総合情報戦略会議に関する規程（令和4年3月17日規程第2号）第3条第1項第2号に規定する事項を除く。）を審議するため、センターに総合情報基盤センターグループ長会議（以下「グループ長会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 次世代システム研究グループ長

(3) 情報基盤技術サービスグループ長

(4) 業務情報サービスグループ長

(5) 学術情報サービスグループ長

- 2 グループ長会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、グループ長会議を主宰する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。
- 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(学術資料会議)

第11条 電子ジャーナルの選出等に関する事項を審議するため、センターに学術資料会議を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 研究科長が指名する教員
- (3) 学術情報サービスグループ長
- (4) 附属図書館長が指名する職員

2 学術資料会議に議長を置き、附属図書館長をもって充てる。

3 議長は、学術資料会議を主宰する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。

5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。